

売店等の運営事業者選定手続きにかかる実施要領

この実施要領は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館における入院患者、外来患者および職員等のための売店等の運営事業者の公募に関して定めるものです。

1. 発注者

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 理事長 桐野 高明

2. 事業名

佐賀県医療センター好生館における売店等の運営事業

3. 契約期間

平成30年10月1日から平成35年9月30日まで

4. 運営事業候補者の資格要件

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館会計規定（以下「会計規定」という。）

および地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則（以下「契約事務取扱規則」という。）の規定によるほか、次に掲げる条件をすべて満たしていること。
なお資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

ア) 法人等（個人経営も含む）を設立後3年以上経過しており、売店、食堂および喫茶店運営のいずれかについて、良好な運営実績を2年以上有していること。

イ) 法人等の財政状況、損益状況および資金状況に問題がないこと。

ウ) 不正および不誠実な行為が過去にないこと。

エ) 自己又は自社の役員等が次のいずれかに該当する者でないことおよび次に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

④自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者。

⑤暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。

⑥暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

⑦暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

5. 手続等に関する事項

(1) 説明会

実施しない。

(2) 参加表明書等の受付期間、受付場所及び提出方法

①受付期間

平成30年7月2日（月曜日）から平成30年7月10日（火曜日）の間（土日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

②受付場所

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課 契約係

③提出方法

1) 提出書類

ア) 参加表明書【様式1】

イ) 会社概要書【様式2】および添付資料

ウ) 直近5年間における300床以上の医療機関との各部門別運営実績
【様式3】

2) 提出方法

持参又は郵送すること。(郵送の場合は書留とし、受付期間内に必着のこと)

3) その他

用紙は原則A4縦・左綴じとする。

(3) 質問の受付及び回答

①受付期間

平成30年7月2日（月曜日）から平成30年7月10日（火曜日）の間（土日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

②受付場所

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課 契約係

③提出方法

質問書を文書にて提出すること。電話での質問には応じない。

④回答方法

平成30年7月17日（火曜日）を目処に好生館ホームページ上に回答する。

(4) 提案書および見積書の受付期間、受付場所および提出方法

①受付期限

平成30年7月20日（金曜日）の午後4時まで

②受付場所

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課 契約係

③提出方法

ア) 提出方法

持参又は郵送に限る。(郵送の場合は書留とし、受付期限内に必着のこと)

イ) 提出書類

提案書

見積書

添付資料

①売店等の人員配置、勤務シフト

②配置予定設備等のリスト

③その他参考となる資料

ウ) 提出部数

提案書 10部

見積書 1部

添付資料 10部

エ) その他

用紙は原則 A4 縦・左綴じとする。

6. 運営事業候補者の選定に関する事項

(1) 選定体制

別途設置する「売店等の運営事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が選定する。

(2) 選定方法

①参加表明者から提出された提案書、見積書等およびプレゼンテーションにより、応募者の適正、能力等について審査し、運営事業者を決定する。

②審査項目等は別紙のとおりとする。

③プレゼンテーション審査を次のとおり実施する。

ア) 日時 平成30年7月31日(火曜日)

※詳細な時間帯は別途通知します。

イ) 注意事項 ・プレゼンテーションを行う者は3名以内とする。

・プレゼンテーションに係る時間は、説明時間20分、質疑10分の計30分とする。

・プレゼンテーションは、参加表明書の受付順に行う。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書でのみ通知する。

(4) 異議等への対応

結果に対する疑義、異議および不服の申立て等には応じない。

7. 提案書および見積書作成に係る基本的事項

- (1) 提案書および見積書は、別紙資料を参考に当館の審査項目に則して作成するものとし、患者等の意向を十分満たす運営であることが望まれる。なお、見積書は賃貸場所の賃貸料と収益見合の手数料を併せて記載すること。
- (2) 開店時間等については、当館職員等の勤務形態などに十分配慮すること。
- (3) 開設のための設備（内装工事含む）整備および運営に係る費用は、すべて運営事業者の負担とする。また、運営事業者の責めによる賃貸場所の破損等に係る修繕および賃貸借契約終了に伴う物件の原状回復についても運営事業者の負担とする。
- (4) 賃貸場所の賃貸借期間は、平成30年10月1日から平成35年9月30日までとし、賃貸借契約期間の満了をもって本契約は終了とする。なお、以後の自動更新は適用しない。

8. 参加資格喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、運営事業者選定手続への参加資格を失うことがある。

- (1) 上記4のいずれかの資格要件を満たさない者となったとき。
- (2) 参加表明書等又は提案書等の受付期間、受付場所、提出方法等が本要領に適合しなかったとき。
- (3) 参加表明書等又は提案書等の記載上の留意事項（各様式に記載）に適合しなかったとき。
- (4) 参加表明書等又は提案書等に記載すべき事項の、全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (5) 参加表明書等又は提案書等に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (6) 参加表明書等又は提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

9. その他

- (1) 提出された参加表明書等、質問書及び提案書等は返却しない。また、当館が追加資料の提出並びにヒアリング等を要請した場合には応じること。
- (2) 貸付物件の契約書等については、運営事業者決定後に双方協議のうえ定める。
- (2) 企画競争に係る書類の作成及び提出に係る費用、並びにプレゼンテーションの参加費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書等、質問書及び提案書等は、本運営事業者選定以外の目的

に使用しない。

- (4) 提出された参加表明書等、質問書及び提案書等は選定手続きに必要な範囲内で複製を作成することがある。
- (5) 参加表明書等、質問書及び提案書等の作成のために発注者から受領した資料は、発注者の了承なく目的外に使用し、又は公開してはならない。
- (6) 参加表明書等を提出した者が、企画競争への参加を辞退する場合は、速やかに文書で地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館理事長あてに届け出ること。
- (7) 運営の一括再委託は禁止とする。
- (8) 病院運営の都合上、店舗運営場所の移動を要請する場合がある。

佐賀県医療センター好生館売店等運営事業者選定審査基準

評価項目	チェック項目	評価概要	記載場所
1 経営状況	(1)直近2年間の決算状況	○会社の経営状況は安定しているか。	様式2
	(2)資本金	○会社の規模はどの程度か。	
2 運営実績	(1)直近5年間の運営状況	○他の医療機関等との同種同様の契約実績を有しているか。	様式3
3 貸付料および手数料	(1)病院施設の貸付料について	○病院施設の貸付料が妥当であるか。	見積書
	(2)販売手数料について	○売上に対する手数料の提案率が妥当であるか。	
4 業務履行体制	(1)業務履行体制	○業務履行体制が明確であり、店舗運営が円滑に行える体制を有しているか。 ○営業時間が当館の希望に沿っているか。 ○店舗スタッフの配置は十分か。 ○クレーム等の処理体制が整備されているか。	提案書 1.
5 食品の安全性等	(1)食品の安全性等に対する取組み	○食品食材の仕入れから販売までの管理体制が整備されているか。 ○食品食材の調達体制が整備されているか。 ○地元産業が活用されているか。 ○食の安全に取り組んでいるか。	提案書 2.
6 衛生管理体制	(1)衛生管理の体制について	○店舗運営に関する衛生管理体制が整備されているか。 ○衛生管理マニュアルが整備されているか。	提案書 3.
7 教育体制	(1)スタッフに対する教育体制について	○店舗スタッフに対する教育体制が構築されているか。 ○サービス内容に応じた研修等（接客態度、衛生管理教育等）が実施されているか。	提案書 4.
8 店舗サービス	(1)売店の運営について	○売店の運営方針や提供サービスについて評価 ○売店のレイアウトについて評価 ○取扱商品のラインナップや価格設定について評価 ○職員福利厚生観点から提供される優遇サービスについて評価 ○その他利用者の満足度向上に係る取組みについて評価	提案書 5.
	(2)職員食堂・レストランの運営について	○食堂・レストランの運営方針や提供サービスについて評価 ○食堂・レストランのレイアウトについて評価 ○取扱商品のラインナップや価格設定について評価 ○職員福利厚生観点から提供される優遇サービスについて評価	提案書 6.

		○その他利用者の満足度向上に係る取組みについて評価	
	(3)カフェの運営について	○カフェの運営方針や提供サービスについて評価 ○カフェのレイアウトについて評価 ○取扱商品のラインナップや価格設定について評価 ○職員福利厚生観点から提供される優遇サービスについて評価 ○その他利用者の満足度向上に係る取組みについて評価	提案書 7.
9 総合評価	(1)提案に対する総合的な評価について	○提案事項を総合的に評価し、当館および患者にとって有利な提案がなされているか。	

※第一交渉権者の選定方法

- ・合計点数が最も高い者を第一交渉権者として選定する。
- ・合計点数が最も高い者が複数ある場合は、「3 貸付料および手数料」の点数が高い者を第一交渉権者として選定する。